

えなの森林づくり推進委員会(保全・活用部会)

問題点

意見

・恵那市内には、木材製材所が一カ所しかないので、恵那市内では住宅を一軒建てるだけの材料がそろわない。(柱と土台材)

・新たな製材所の誘致は可能か。

・住宅の性能を重視している。(転入者と市内業者の接点がない)  
(木材産地への関心ない)

・エコ住宅の推進。  
・恵那市産材に拘らず、岐阜県産材の利用を促進する。(性能材及び表示材)  
・移住定住促進事業の有効活用。  
・東濃檜の生産地。

・親世帯と同居する事が少なく、新築住宅がコンパクト化している。(木材利用が少ない)

-----  
その他木材利用

・レーザー加工による合板技術 (ハイブリット工法)  
-----

恵那市内での木材流通への取組

目標

・エコ住宅の推進  
(環境住宅事業)  
(移住定住事業)

・木材の利用が多くなる。  
・市内業者でも対応可能。(一部)  
・住宅維持のランニングコストの軽減。

・建築コスト面で、高額となる。  
・恵那市内の全ての建築業者が対応出来ない。

・パンフレットを作成し、転入者(移住予定者)や、住宅建築を考えている方に情報提供を行い、併せて施工業者にも各制度の周知を行う。

・木質バイオマス事業の推進  
(木の駅事業)

・森林整備により、木材搬出量が増加し木材燃料への利用が可能となる。

・現在、恵那市内に木材燃料を利用する施設がない。  
・木の駅事業の原木が、市外へ流失している。

・木工  
(オリジナル木工製品の開発)

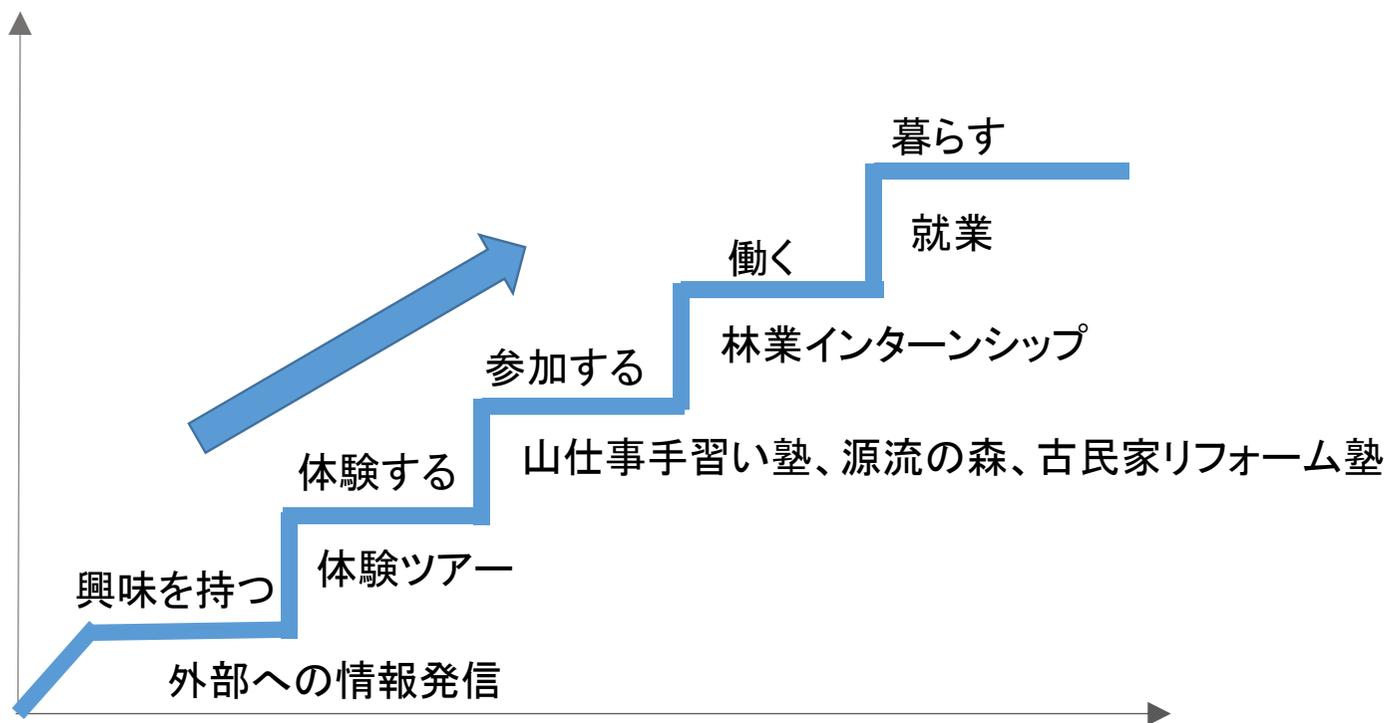
・森林整備により、木材搬出量が増加し原材料の入手が安易となる。

・オリジナル商品の開発や販売ルートが未整備。  
・新規参入者への対応策。

(例)

・恵那市補助事業  
(国・県の補助+市補助)

# 担い手を増やす



### 1. 目的・ねらい

- ・今後、森林整備の推進、林業・木材産業の活性化のためには、森と木の価値を高める努力が必要。
- ・全国に目を向けてみると、地域産材や林産物をうまく活用した魅力的な商品開発の実例がある。そうした動向を学びながら、恵那ならではの商品開発や販売戦略を描いていくことが求められる。
- ・また、森林を生かしたツーリズムや参加型の体験イベント等を通じて、一般市民や市外の都市住民の関心を惹くことも重要。素材生産（林業部門）や木材加工の付加価値を高めるためにも、一般市民が森や木の魅力を感じられる仕掛けを通じて、「森や木を生かす都市・恵那」としてのブランディングを図る。

### 2. 実施概要

- ・開催時期：2019年11月～2020年2月にかけて3回、いずれも土曜日午後3時間程度
- ・会場：市内公共施設
- ・内容：ゲスト講師による講演会をふまえ、恵那の森と木を生かすアイデアを企画にまとめる。
- ・対象：えなの森林づくり推進委員会、連絡協議会（?）、一般市民、市外も含め広く森と木に関心のある方
- ・参加費：無料
- ・講師候補：
  - ヤマサキマサオさん（シェアウッズ代表、神戸市）
  - 六甲山の木を生かした様々な商品開発（市役所テーブル&椅子、ハイブランドの鉛筆、茶筒、燭台、爪研ぎ等）のほか、カホンプロジェクト、街路樹を使った Crowd Chair Making プロジェクトなど市民参加型のプロジェクトを手がける。

### 3. プログラム

\*開催時期については予定

回	開催時期	主な内容	備考
第1回	11月下旬	○講演会 「地元の木を生かした商品開発の実際～着眼点とプロセスを中心に」 *講師：ヤマサキマサオさん（シェアウッズ代表、神戸市） ○質疑応答 ○次回以降の進め方について	* 想定参加者数：30～50名程度 * 可能であれば、YouTube等でのライブ配信も
第2回	12月中旬	○レクチャー「木材加工に関する市内事業者の紹介」 ○グループワーク ・恵那の森と木を生かす方策についてアイ	* アドバイザー：ヤマサキマサオさん * 想定参加者数：10～20名程度

		デア出し ・適宜、ヤマサキさんからアドバイスを受ける ○ミニレクチャー「企画のまとめ方」	
第3回	1月下旬	○グループワーク2 ・アイデアを企画書にまとめる ○発表会&講評	＊アドバイザー：ヤマサキマサオさん ＊想定参加者数：10～20名程度

#### 4. 次年度以降の展開

- ・有効な企画が生まれた場合は、市内事業者を交えたプロジェクトチームを立ち上げ、商品試作や体験ツーリズムの試験開催等を通じて実現の可能性を探る。

以上

# 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

国

平成31年度から施行

交付税及び譲与税 配付金 特別会計

都道府県

市町村

個人住民税 均等割	森林環境税(仮称) 1,000円/年 (賦課徴収は市町村が行う)
	道府県民税 1,000円/年
	市町村民税 3,000円/年

注：一部の団体においては超過課税が実施されている。

賦課決定

納税義務者

約6,200万人

森林環境譲与税(仮称)

私有林人工林面積(林野率により補正)、林業就業者数、人口により按分

都道府県

● 市町村の支援等

インターネットの利用等  
により用途を公表

市町村

- 間伐(境界画定、路網の整備等を含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発等

インターネットの利用等  
により用途を公表

公益的機能の発揮

地球温暖化  
防止機能

災害防止・  
国土保全機能

水源涵養機能

等